

令和5年度 あやせのこそだてしえん



綾瀬市マスコットキャラクター
あやびい

「あやせのこそだてしえん」は、こども未来課・保育課が実施している、児童手当や保育所等の子育て支援について記載しています。

あやびいの子育て応援Book

その他の子育て支援情報については、「あやびいの子育て応援Book」にまとめています。

医療や月齢・年齢に応じた予防接種、目的に応じた各種相談窓口、市内の公園情報などの子育てに役立つ情報を掲載しており、妊娠中の方や、就学児童までのお子さんがある子育て家庭に役立てていただける内容となっています。

電子書籍版はこちら→



綾瀬市 健康こども部 こども未来課・保育課

〒252-1192 神奈川県綾瀬市早川550番地

【こども未来課 子育て支援担当】

電話番号：0467-70-5664

ファックス番号：0467-70-5701

E-mail：wm.705664@city.ayase.kanagawa.jp

【保育課 保育・学童担当】

電話番号：0467-70-5615

ファックス番号：0467-70-5701

令和5年4月発行

目次

お子さんを育てている方への支援

①	児童手当	1
②	小児医療費助成事業	3
③	未熟児養育医療給付事業	4
④	特別児童扶養手当	5
⑤	子育て支援センター	7
⑥	ファミリーサポートセンター	9

ひとり親家庭等の方への支援

⑦	児童扶養手当	10
⑧	ひとり親家庭等医療費助成事業	12
⑨	ひとり親家庭等への支援制度	14
⑩	養育費確保に向けた支援	15

日中お子さんの保育ができない方への支援

⑪	保育所等	16
⑫	一時預かり	18

お子さんを幼稚園等に通わせる方への支援

⑬	病児保育事業	20
⑭	幼児教育・保育無償化	21

① 児童手当 こども未来課

児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。

手当は、原則として請求をした月の翌月分から支給します。

※出生・転入（他市からの転出予定日）等の翌日から 15 日以内に申請をしてください。申請が遅れた場合、手当が支給されない月が発生する場合があります。

■ 対象者

綾瀬市に住民登録のある、中学校修了前(15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある)の児童を養育している保護者が対象です。

※ご注意ください

- ・父母ともに収入がある場合は、生計主体者（所得が高い方）が請求者となります。
- ・所得の状況によっては、途中で受給者を変更していただく場合もあります。
- ・生計主体者（所得が高い方）が公務員の場合は勤務先で手続きをしてください。
- ・児童は国内に居住していること（留学中は除く）が要件です。
- ・児童が児童養護施設等に入所している場合、保護者は請求できません。

■ 手当月額

0歳～3歳未満（一律）	15,000円
3歳～小学校修了前（第1子・第2子）	10,000円
3歳～小学校修了前（第3子以降）	15,000円
中学生（一律）	10,000円

※3歳の誕生日の属する月までは3歳未満、翌月からは3歳以上として扱います。

※保護者が養育している18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童で、年齢の一番高い児童から第一子として数えます。

■ 所得制限限度額

児童手当には所得制限があります。

①所得制限限度額以上の場合は、特例給付として児童1人につき月額5,000円（一律）を支給します。

②所得上限限度額以上の場合は、児童手当の対象外となります。②所得上限限度額を下回った場合は、新たに児童手当の申請が必要となります。

扶養親族等の数	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人	622万円	833.3万円	858万円	1,071万円
1人	660万円	875.6万円	896万円	1,124万円
2人	698万円	917.8万円	934万円	1,162万円
3人	736万円	960万円	972万円	1,200万円
4人	774万円	1,002万円	1,010万円	1,238万円
5人	812万円	1,040万円	1,048万円	1,276万円

■ 支給方法

6・10・2月の年3回、前4か月分の手当を指定口座に振り込みます。
支給日は各支払月の14日です。ただし、14日が休日等の場合はその直前の営業日となります。

■ 現況届

令和4年度から、現況届の提出が**原則不要**となりました。
ただし、一部の方は、引き続き現況届の提出が必要となります。提出が必要な方は、市から6月に郵送で御案内しますので、期日までに御提出ください。

■ 申請の内容が変わったとき

次のいずれかに該当する場合には、必ずこども未来課に届け出てください。

- ・保護者や児童が他の市町村へ転出するとき。
- ・保護者が児童と別居して生活するようになったとき。
- ・保護者が公務員になったとき。
- ・児童の海外留学期間が3年を超えたとき。
- ・出生などで児童が増えたとき。
- ・保護者又は児童が死亡したとき。
- ・振込口座を変更するとき（金融機関の合併・支店の統廃合等を含む。）

■ e-kanagawa 電子申請システムによる受付

児童手当に関する手続きの一部（次の「申請手続き」の手続き）が電子申請で手続きできます。

※電子申請をするためには、申請のマイナンバーカードとICカードリーダーが必要です。

※インターネットブラウザ（インターネット閲覧ソフト）やその他動作環境に制限がある場合があります。

※別途、添付書類の原本が必要となる手続きがありますので、御注意ください。

② 小児医療費助成事業 こども未来課

小児に係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成支援を図り、小児の健康の増進に資することを目的としています。(R5.7月から年齢拡大に伴い、事業名称が「こども医療費助成事業」に変更となります。)

■ 対象者

中学校修了前(15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある)の児童の入院と通院(R5.7～18歳到達以降最初の3月31日までに拡大)

※所得制限はありませんが、県の補助事業の関係で保護者の所得確認を行います。

次の方は、この制度の対象にはなりません。

- 健康保険に加入していない方
- 生活保護を受けている方
- 児童福祉施設等(母子生活支援施設を除く)に措置入所している方
- 重度障害者医療費助成対象の方
- ひとり親家庭等医療費助成対象の方
- その他の公費負担制度を受けている方

※学校管理下でのケガの場合は、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の対象となるため、この制度の対象となりません。

※交通事故など第三者の行為によるケガの治療費は、その加害者が原則負担すべきものになりますので、医療証は使用しないでください。

■ 助成内容

「**乳**医療証」を交付しますので、医療機関にかかるときに保険証と一緒に提示すると、保険診療の自己負担分の医療費がその場で無料になります。(R5.7～**こ**医療証に名称変更)

■ 医療証を使わずに医療費を支払った場合(後払い)

医療証を交付されている方で県外の医療機関を利用された場合や、交付申請中の方で医療証交付前の場合は、医療証が使えません。そのため、いったん医療費を支払った後にこども未来課に申請をすると、保険診療の自己負担分の医療費を助成します。

ただし、保険証を使わずに医療費の全額を支払った場合は、先に加入している健康保険組合で後払いの手続きをし、支給決定後にこども未来課に申請してください。

※申請後に審査し、約1～2か月後に指定口座に振り込みます。

■ 申請の内容が変わったとき

次のいずれかに該当する場合には、必ずこども未来課に届け出てください。

- 住所(市内転居・市外転出)、氏名等を変更したとき。
- 出生などで児童が増えたとき。
- 加入している健康保険を変更したとき。
- 医療証を紛失したとき

※上記以外にも届出が必要な場合があります。

③ 未熟児養育医療給付事業 こども未来課

病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療費を給付します。

■ 対象者

次のすべてにあてはまる方が対象です。

- ① 綾瀬市に住民登録があること。（乳児の住民登録地での申請となります。）
- ② 指定養育医療機関において入院治療を受けていること。（この治療のみが対象です。）
- ③ 出生時体重が2,000グラム以下、または身体の諸機能が未熟で養育のために入院が必要と医師に診断されていること。

※最長で満一歳の誕生日の前日までが対象です。

■ 助成内容

未熟児等の入院に伴う医療費について、他の制度に優先して給付を行います。

給付申請後、給付が決定した場合には、2週間ほどで「養育医療券」を自宅へ郵送します。この医療券を入院先病院（指定養育医療機関）で提示することにより、保険適用分の医療費と食事代（ミルク代）についての支払いをする必要がなくなります。

※保険適用分の支払を済ませてしまうと、原則として、養育医療給付制度を利用することが出来ません。既に支払い済みの場合は、払い戻しが出来るか病院に確認してください。

※差額ベット代・おむつ代等、保険適用外のものについては給付の対象となりませんので、医療機関の窓口にてお支払いください。

■ 申請の内容が変わったとき

次のいずれかに該当する場合は、必ずこども未来課に届け出てください。

- ・住所（市内転居・市外転出）、氏名等を変更したとき。
- ・加入している健康保険を変更したとき。
- ・養育医療券を紛失したとき。

※上記以外にも届出が必要な場合があります。

④ 特別児童扶養手当 こども未来課

精神、知的又は身体障がい（内部障がいを含む）等があり政令で定める程度以上にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給するものです。

■ 対象者

精神、知的又は身体障がい等にある児童を監護している父もしくは母、又は父もしくは母に代わって児童を養育している方が対象です。

次のような場合は手当が支給されません。

- ・児童が児童福祉施設などに入所しているとき。
- ・児童が障がいを理由として厚生年金などの公的年金を受け取ることができるとき。

■ 手当月額

毎年の消費者物価指数の変動に応じて手当額を改定する物価スライド措置がとられているため、手当額が改定する場合があります。

重度障がい児の場合	1人につき 53,700円
中度障がい児の場合	1人につき 35,760円

■ 所得制限限度額

請求者及び扶養義務者等の前年（1月から6月までの手当については前々年）の所得額が、下記の限度額以上の場合、その年の8月から翌年の7月までの手当が支給停止となります。

扶養親族等の数	請求者	配偶者及び扶養義務者
0人	459万6千円	628万7千円
1人	497万6千円	653万6千円
2人	535万6千円	674万9千円
3人	573万6千円	696万2千円
4人	611万6千円	717万5千円
5人	649万6千円	738万8千円

※所得額とは、給与所得控除後金額です。（その他諸控除があります。）

※扶養義務者とは、民法877条第1項に定める者（直系血族及び兄弟姉妹）です。

■ 支給方法

4・8・11月の年3回、前4か月分（11月は当月を含む）の手当を指定口座に振り込みます。

支給日は各支払月の11日です。ただし、11日が休日等の場合はその直前の営業日となります。

■ 所得状況届

所得状況届とは、前年の所得額の確認のための更新手続きです。

認定を受けた場合、受給者本人が毎年8月12日から9月11日までに届出をする必要があります。この届出がないと、所得の審査ができないため、8月以降の手当を受けることができません。

※2年間未提出のときは受給資格がなくなりますので注意してください。

■ 有期認定

障がいの程度について、必要な場合は期限を定めて認定を行うこととなっています。

そのため提出期限（3月・7月・11月）までに診断書などを提出いただき、再認定を受けないと、提出期限の翌月以降の手当を受けることができませんので注意してください。

■ 申請の内容が変わったとき

次のいずれかに該当する場合は、必ずこども未来課に届け出てください。

- 市内転居、市外転出、国外転出したとき。
- 氏名、指定口座等を変更したとき。
- 対象児童の人数や障がいの程度が変わったとき。

※上記以外にも届出が必要な場合があります。

⑤ 子育て支援センター こども未来課

地域の子育て関連情報や交流の場を提供するとともに、子育てに関する相談、子育て講座、イベントの開催、地域育児センターや子育て団体と連携しながら地域の子育て家庭への育児支援を行ったり、子育てサークル等への育成・活動支援も行います。

各事業の場所・時間・対象年齢などの詳細は、子育て支援センター発行の『こっこさんだより』や広報あやせ、市ホームページなどの予定表で確認していただくか、子育て支援センターや各サロン室までお問い合わせください。

※感染症等の状況に伴い、子育て支援センターの利用制限や、事業の内容に変更が生じる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

綾瀬市子育て支援センター（綾瀬市保健福祉プラザ内2階）	
所在地	〒252-1107 綾瀬市深谷中4-7-10
電話	0467-77-1121
FAX	0467-77-1123
綾瀬市子育て支援センター 綾南サロン室（綾瀬市立綾南保育園2階）	
所在地	〒252-1114 綾瀬市上土棚南1-4-17
電話	0467-79-6925
FAX	0467-79-6936
綾瀬市子育て支援センター 大上サロン室（綾瀬市立大上保育園1階）	
所在地	〒252-1104 綾瀬市大上6-14-5
電話・FAX	0467-77-3739

■ 子育てサロン

親子で自由に遊んだり、交流を深めたりする場です。身長・体重の計測ができます。

対象	2か月以上の乳幼児とその保護者 ※ 必ず大人同伴でお願いいたします。
開設日時	綾瀬市子育て支援センター 月～土曜日（第2土曜日、日、年末年始及び祝祭日、振替休日は休み） 9：30～12：00 13：00～16：00
	綾南サロン室・大上サロン室 月～金曜日（土、日、年末年始及び祝祭日、振替休日は休み） 9：30～12：00 13：00～16：00
料金	無料
その他	<p>栄養相談 乳幼児対象 栄養士による、授乳・離乳食・幼児食など食事に関することや子どもの栄養に関する相談ができ、食育の話もあります。 子育て支援センター 第2火曜日（原則） 綾南サロン室 第2木曜日、第3月曜日（原則） 大上サロン室 第1月曜日、第3金曜日（原則）</p> <p>園庭開放 3か月以上の乳幼児対象 市立綾南・大上保育園の園庭を使い、体操をしたり、保育園児と一緒に遊んで過ごします。 天候・保育園行事等で中止または変更になることがあります。</p>

	<p>綾南サロン室・大上サロン室 毎週水曜日 9:30~11:45 赤ちゃんデー 市内在住の2~8か月児を対象 身長・体重の計測や手遊び・ふれあい遊びを楽しみます。栄養士との栄養相談ができます。</p> <p>綾南サロン室・大上サロン室 毎週水曜日 13:30~15:30 第1・第3水曜日は大上サロン室の栄養相談日 第2・第4水曜日は綾南サロン室の栄養相談日</p>
--	---

■ 子育て相談

保育士が子育てに関する不安などについて相談を行っています。電話・来所・FAXいずれの方法でも受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

対象は、乳幼児とその保護者です。（秘密は厳守します。）

子育て支援センター

月～土曜日（第2土曜日、日、祝日、年末年始は休み）8:30~17:00

綾南サロン室・大上サロン室

月～金曜日 8:30~17:00

■ 移動サロン・年齢別サロン・公園ひろば

公共施設や地域の公園で、親子遊びや歌・手遊びなどを楽しみます。
3か月以上の乳幼児対象。

■ 子育て支援センターの子育て講座

- 親子の絆づくりプログラム“赤ちゃんがきた！”（愛称：BP）
市内在住の生後2か月から5か月の初めて赤ちゃんを育てているお母さん（母子同室参加）のための、自分の育児の困りごと、親としての迷いなどを話し合いながら、これからの子育てに必要な知識を赤ちゃんと一緒に学ぶ講座（全4回）です。
- 親子の絆を深めるコミュニケーション～親子の対話の時間～ ※対象児の保育有
子どもが必要としている安心感をもたせてあげるために保護者はどのように接していけばよいのかをテーマに親子の絆を深める方法を学ぶ、市内在住の1・2歳のお子さんとその保護者を対象とした親子参加型プログラム（全5回）です。
- 育児講座～子どもが幸せに生きる力を育てる～
非認知能力の基礎となる親子の情緒的絆の深め方、非認知能力と認知能力に関係、『幸せを支える4つの心』の育て方について学ぶ、市内在住の3歳から未就学のお子さんを育てている保護者を対象とした講座です。
- 楽しく子育てしよう！！～イライラ子育てからの脱出！！～ ※対象児の保育有
「いつもどなってばかり」「子どもが言うことを聞いてくれない」そんな悩みを持つ市内在住の1歳8か月から就学前のお子さんを子育て中の保護者を対象とした、どんな子育ての方法やほめるコツを学ぶ講座（全2回）です。
- ストレスを感じない楽しいごはん講座
毎日の食事を楽しくしたい、でもお子さんがなかなか食べてくれない…そんな悩みを持つ市内在住の3歳～未就学児とその保護者を対象とした、食べない原因を探りながら、子どもが食べやすいメニューを紹介する（プチ試食付き）講座です。

⑥ ファミリーサポートセンター こども未来課

子育ての支援を受けたい人（利用会員）と、子育ての支援を行う人（援助会員）が会員として登録し、地域において相互に有償で助け合う活動を支援する事業です。利用・援助するには会員登録が必要で、随時募集しています。援助会員については講習の受講が必要です。

■ 活動の内容

- ・保育施設等（保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブなど）へ子どもの送迎を行うこと。
- ・保育施設等の開始前や終了後に子どもを預かること。
- ・保育施設等が休みのときに子どもを預かること。
- ・保護者の病気や介護等のときに子どもを預かること。
- ・冠婚葬祭や買い物等で外出が必要なときに子どもを預かること。
- ・その他、利用会員の必要な援助。

※援助できない内容

- ・風邪などの症状がある場合
- ・保護者の代わりに子どもを医療機関に連れて行くこと。
- ・体調悪化等の理由により保育施設等から迎えの連絡があった場合、保護者の代わりに迎えに行くこと。など

■ 会員の種類

- ・利用会員（子育て支援を受けたい人）
市内在住で生後3か月以上の乳幼児から小学校6年生までの子どもがいる方。
- ・援助会員（子育ての支援を行う人）
市内在住で自宅で安全に子どもを預かれる20歳以上の方。
- ・両方会員（子育ての支援を受けたり、行ったりする人）

■ 活動時間と料金

月～金曜日	6：30～20：00	1時間	700円
土・日・祝日	6：30～20：00	1時間	1,000円（年末年始を除く）

■ 利用のしかた

- ①会員登録（無料）をする。（援助会員・利用会員）
 - ②講習の受講（無料）をする。（援助会員のみ）
 - ③会員登録後、援助活動の依頼する。（利用会員）
- ※アドバイザー立会いのもと、援助会員宅等で、内容の確認や顔合わせがあります。

会員登録・問合せ先（ファミリーサポートセンター事務局）

所在地 〒252-1107 綾瀬市深谷中4-7-10
保健福祉プラザ2階 子育て支援センター内
電話 0467-77-1121
FAX 0467-77-1123
業務時間 平日（月～金曜日）8：30～17：00
Eメール f.s.c.ayase@gmail.com

⑦ 児童扶養手当 こども未来課

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給します。

■ 対象者

次のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（障がい児の場合には20歳未満））を監護している父もしくは母、又は父もしくは母に代わって児童を養育している方（里親等は除く）が対象です。

- ・ 父母が婚姻を解消した児童
- ・ 父又は母が死亡した児童
- ・ 父又は母が政令の定める程度の障がいの状態にある児童
- ・ 父又は母の生死が明らかでない児童
- ・ 父又は母から1年以上遺棄されている児童
- ・ 父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- ・ 父又は母が1年以上拘禁されている児童
- ・ 母が婚姻しないで生まれた児童
- ・ 父、母ともに不明である児童（孤児など）

次のような場合は手当が支給されません。

- ・ 児童が児童福祉施設等に入所したり、里親に委託されたとき。
- ・ 父又は母が、婚姻の届け出はしなくても、事実上の婚姻関係（内縁関係等）があるとき。

■ 手当月額

所得額及び児童数により異なります。

毎年の消費者物価指数の変動に応じて手当額を改定する物価スライド措置がとられているため、手当額が改定する場合があります。

児童数	手当の全額を受給できる方	手当の一部を受給できる方
1人	44,140円	44,130円から10,410円
2人	1人の額に 10,420円を加算	1人の額に 10,410円から5,210円を加算
3人以上	3人目から1人増えるごとに 6,250円を加算	3人目から1人増えるごとに 6,240円から3,130円を加算

■ 手当月額の減額（一部支給停止措置）

受給開始から5年を経過する等の要件に該当する場合、適用除外事由（就業あるいは求職活動を行っている場合や、求職活動ができない事情がある場合等）に該当する方を除いて、手当月額が2分の1に減額されます。

対象者には、通知を送付しますので、必要な手続きを行ってください。

■ 公的年金給付等との併給

請求者又は対象児童が公的年金給付等を受給している場合（加算対象や請求すれば受けられる状態になった場合を含む）、手当の全部又は一部を受給することができません。

公的年金給付等の種類	受給できる児童扶養手当月額
下記以外（国民年金、遺族年金及び遺族補償等）	公的年金給付等受給額が児童扶養手当月額より低い場合、その差額
障害基礎年金等（障がい基礎年金及び障害補償年金）	障害基礎年金等の子の加算額が児童扶養手当月額より低い場合、その差額

■ 所得制限限度額

請求者及び扶養義務者等の前年（1月から9月までに請求した場合は前々年）の所得額が、下記の限度額以上の場合、その年の11月から翌年の10月までの手当の全額又は一部が支給停止となります。

扶養親族等の数	請求者		配偶者 扶養義務者 孤児等の養育者
	手当の全額を受給できる方	手当の一部を受給できる方	
0人	49万円	192万円	236万円
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円
3人	163万円	306万円	350万円
4人	201万円	344万円	388万円
5人	239万円	382万円	426万円

※所得額とは、給与所得控除後の額に、養育費の8割相当額を加算した金額です。（その他諸控除があります。）

※扶養義務者とは、民法877条第1項に定める者（直系血族及び兄弟姉妹）です。

■ 支給方法

1・3・5・7・9・11月の年6回、前2か月分の手当を指定口座に振り込みます。支給日は各支払月の11日です。ただし、11日が休日等の場合はその直前の営業日となります。

■ 現況届

現況届とは、受給資格の確認や手当額変更のための更新手続きです。

認定を受けた場合、受給者本人が毎年8月に届出をする必要があります。この届出がないと、資格の審査ができないため、11月以降の手当を受けることができません。

※2年間未提出のときは受給資格がなくなりますので注意してください。

■ 申請の内容が変わったとき

次のいずれかに該当する場合は、必ずこども未来課に届け出てください。

- ・住所（市内転居・市外転出）、氏名、指定口座等を変更したとき。
- ・出生などで児童が増えたとき。

※上記以外にも届出が必要な場合があります。

⑧ ひとり親家庭等医療費助成事業 こども未来課

ひとり親家庭等に対し医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的としています。

■ 対象者

次のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（障がい児の場合には20歳未満））を監護している父もしくは母、又は父もしくは母に代わって児童を養育している方（里親等は除く）が対象です。

- ・ 父母が婚姻を解消した児童
- ・ 父又は母が死亡した児童
- ・ 父又は母が政令の定める程度の障がいの状態にある児童
- ・ 父又は母の生死が明らかでない児童
- ・ 父又は母から1年以上遺棄されている児童
- ・ 父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- ・ 父又は母が1年以上拘禁されている児童
- ・ 母が婚姻しないで生まれた児童
- ・ 父、母ともに不明である児童（孤児など）

次の方は、この制度の対象にはなりません。

- ・ 健康保険に加入していない方
- ・ 生活保護を受けている方
- ・ 児童福祉施設等（母子生活支援施設を除く）に措置入所している方
- ・ 重度障害者医療費助成対象の方
- ・ 小児医療費助成事業対象の方
- ・ その他の公費負担制度を受けている方

※学校管理下でのケガの場合は、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の対象となるため、この制度の対象となりません。

※交通事故など第三者の行為によるケガの治療費は、その加害者が原則負担すべきものになりますので、医療証は使用しないでください。

■ 助成内容

「**親**福祉医療証」を交付しますので、医療機関にかかるときに保険証と一緒に提示すると、保険診療の自己負担分の医療費がその場で無料になります。

■ 医療証を使わずに医療費を支払った場合（後払い）

医療証を交付されている方で、県外の医療機関を利用された場合は、医療証が使えません。そのため、いったん医療費を支払った後にこども未来課に申請をすると、保険診療の自己負担分の医療費を助成します。

ただし、保険証を使わずに医療費の全額を支払った場合は、先に加入している健康保険組合で後払いの手続きをし、支給決定後にこども未来課に申請してください。

※申請後に審査し、約1～2か月後に指定口座に振り込みます。

■ 所得制限限度額

申請者及び扶養義務者等の前々年の所得額が、下記の限度額以上の場合、その年の1月から12月までの助成が受けられなくなります。

扶養親族等の数	請求者		配偶者 扶養義務者 孤児等の養育者
	手当の全額を受給できる方	手当の一部を受給できる方	
0人	49万円	192万円	236万円
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円
3人	163万円	306万円	350万円
4人	201万円	344万円	388万円
5人	239万円	382万円	426万円

※所得額とは、給与所得控除後金額です。（その他諸控除があります。）

※扶養義務者とは、民法877条第1項に定める者（直系血族及び兄弟姉妹）です。

■ 現況届

現況届とは、受給資格の確認のための更新手続きです。

医療証の交付を受けている方は、毎年8月11日から9月10日までに届出をする必要があります。この届出がないと、資格の審査ができないため、翌年1月以降助成を受けることができません。

※5年間未提出のときは受給資格がなくなりますので注意してください。

■ 申請の内容が変わったとき

次のいずれかに該当する場合には、必ずこども未来課に届け出てください。

- ・住所（市内転居・市外転出）、氏名等を変更したとき。
- ・出生などで児童が増えたとき。
- ・加入している健康保険を変更したとき。
- ・医療証を紛失したとき

※上記以外にも届出が必要な場合があります。

⑨ ひとり親家庭等への支援制度 こども未来課

■ 母子・父子自立支援員

ひとり親家庭の方の暮らしや子どものこと、福祉資金の貸付のことなどについて、自立に必要な情報提供や相談などの支援を行っています。電話・面接・Eメールいずれの方法でも受け付けています。（面接の場合は、できれば事前にご連絡ください。）

月～木曜日（祝日・年末年始を除く） 9：15～12：15、13：00～17：00まで
Eメール wm.705664@city.ayase.kanagawa.jp

■ ひとり親家庭等児童就学援助金制度

対象者	4月1日に綾瀬市に1年以上在住し、小・中学校の入学・高等学校等の入学及び在学の子どもの監護しているひとり親家庭及び養育者（父又は母が重度障害の方も含む）で、 <u>所得が一定額未満</u> の方。		
給付額	小学校入学 2万円	中学校入学 1万5千円	
	高等学校等入学 5万円	高等学校等在学 2万円（2・3年生）	
申請月	4月	支給月	4月～5月

■ 母子家庭等自立支援教育訓練給付金制度

母子家庭の母又は父子家庭の父で所得が一定額未満の方に、自立のための学習費用等の6割相当額を支給します。相談後に講座の指定を受け、講座終了後1ヶ月以内に申請してください。

■ 母子家庭等高等職業訓練促進給付金等制度

母子家庭の母又は父子家庭の父で所得が一定額未満の方が、就職に結びつきやすい専門的な資格（看護師など）を取得するため、養成機関で1年以上修業する場合に、一定期間において高等職業訓練促進給付金を支給し、生活の負担を軽減するものです。6ヶ月以上のカリキュラムで就業する場合にも対象となる資格もあります。詳しくは、母子・父子自立支援員にお問い合わせください。

■ 各種優遇制度

児童扶養手当受給者の方は、水道料金の減免及びJR定期券の割引を受けることができます。

■ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金制度

ひとり親家庭の親で所得が一定額未満の方が、高卒認定試験の合格を目指す講座を受講する場合、受講終了時と認定試験合格時に受講費用の一部を支給します。受講前に相談及び申請してください。

■ 福祉資金

ひとり親家庭等の生活と児童の健全な育成を図るため、神奈川県が必要な資金の貸付をしています。詳しくは、母子・父子自立支援員にお問い合わせください。

⑩ 養育費確保に向けた支援 こども未来課

ひとり親家庭の自立に向けた支援を目的として、次の事業を実施しています。

■ ひとり親総合相談員

離婚を考えている方や離婚をしたが養育費の取決めをしていない方に、養育費確保に向けた相談などの支援を行っています。電話・面接・Eメールいずれの方法でも受け付けています。（面接の場合は、できれば事前にご連絡ください。）

火～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9：15～12：15、13：00～17：00まで
Eメール wm.705664@city.ayase.kanagawa.jp

■ 養育費に係る公正証書等作成促進補助金

養育費について、公証役場や家庭裁判所で公正証書や調停調書を作成した際に、本人が負担した経費に対し補助金を交付します（公正証書は、強制執行認諾約款付に限りです）。

※公正証書等の作成や補助金の申請をお考えの方は、まずはひとり親総合相談員に御相談ください。

対象者	市内在住で、令和4年4月1日以降に養育費に係る公正証書等を作成した方
対象経費	<ul style="list-style-type: none">公証人手数料令に規定する手数料家庭裁判所に対する調停の申立て又は訴訟に要する収入印紙に係る費用家庭裁判所又は公証役場に提出する戸籍謄本等の書類の取得に係る費用家庭裁判所又は公証役場に提出する郵便切手に係る費用
補助額	対象経費の総額（上限3万円、1人1回限り）
所得制限	児童扶養手当の受給者又は同等の所得水準の方

■ 養育費に係る保証促進補助金

養育費について、保証会社と保証契約を締結した際に、本人が負担した保証料に対し補助金を交付します。

※保証契約の締結や補助金の申請をお考えの方は、まずはひとり親総合相談員に御相談ください。

対象者	市内在住で、令和4年4月1日以降に保証会社と養育費に係る保証契約を締結した方
対象経費	保証会社と養育費に係る保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証料として保証会社に支払う費用
補助額	対象経費の総額（上限5万円、1人1回限り）
所得制限	児童扶養手当の受給者又は同等の所得水準の方

11 保育所等 保育課

保育所等についての詳細は、保育課までお問い合わせください。

電話：0467-70-5615

■ 保育所等とは

保護者が働いていたり、出産、病気、又は病人の介護等の理由により、家庭で子どもの保育ができない場合、保護者に代わって一定の時間、子どもを保育する福祉施設です。保育所等には、認可保育所、認定こども園（2・3号認定）、地域型保育事業（小規模保育事業等）が該当します。

■ 保育所等を利用するには

保育所等に入所できる方は、その子どもの保護者が、次の①から⑩のいずれかに該当する場合があります。

- ① 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間など、基本的にすべての就労に対応）
※就労時間の下限は、1か月当たり64時間としています。
- ② 妊娠、出産
- ③ 保護者の疾病、障がい
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護、看護（兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居または長期入院等している親族の常時の介護、看護）
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動（起業準備を含む。原則として3か月）
- ⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む。通信制は除く）
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること。
- ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。
- ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

■ 入所手続き

- 入所の申込みは、保育課で随時受け付けます。（4月入所申込期日等については、「広報あやせ」でお知らせします。）
- 年度の途中で申込みをされる場合は、**入所を希望する月の前月の10日**（土日、祝日の場合はその前日）が申込期日となります。
- 申込みの際は、給付認定申請書・保育所等入所申込書・児童の状況のほか、次のいずれかの書類が必要になります。

- ① 父母又は祖父母等（同居）が就労している場合
 - ・就労証明書（自営業の方は保育所入所確認調書、営業許可書の写し、開業届（控）の写し、登記事項証明書の写し、確定申告書（控）の写しのいずれかも必要となります。）
- ② 妊娠中または出産後間もない場合
 - ・診断書又は母子手帳の写し
- ③ 父母又は祖父母等（同居）が病気及び負傷または障がいを持っている場合
 - ・診断書（必要と認める期間を記載）又は身体障害者手帳の写し等
- ④ 父母又は祖父母等が病気又は障がいを有する親族を常時看護している場合
 - ・診断書（必要と認める期間を記載）又は身体障害者手帳の写し等
- ⑤ 災害の復旧の場合
 - ・り災証明書等事実を証明できる書類
- ⑥ 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている場合
 - ・ハローワーク受付票の写し又は求職活動の状況が分かる申立書
- ⑦ 就学（職業訓練を含む。）
 - ・学生証、在学証明書又は職業訓練の受講を説明する証明と時間割など就学時間が分かる書類

※令和4年1月1日に綾瀬市に住民登録がされていない方は、マイナンバーを確認できる資料（マイナンバーカード等）が必要になります。

■ 入所の承諾等

- ・毎月10日までに申込みされた子どもの中から、保護者の就労や家庭の状況などを調査し、保育の必要性の高い児童から入所を内定します。
- ・保育所等の職員が保護者と子どもの面接を行った後、問題がなければ正式に入所が決定となり、後日保育所入所承諾通知書を送付します。（入所日は原則として、毎月初日からとなります。）
- ・なお、入所ができず、保留となった方には初回に限りその旨を通知しますが、以降は内定するまで連絡しませんので、ご承知おきください。また、保護者から取下げがない限り、申込みは年度内有効となります。

■ 保育年齢及び入所期間

- ・0歳児（受入可能月齢は各保育所等で違います。）から小学校就学前までの児童が対象となります。
- ・保育期間は、小学校就学前までですが、入所要件確認のため年1回以上就労状況等の調査をさせていただきます。（保育に欠ける状態でなくなったときは、退所していただくこととなります。）

12 一時預かり 保育課

■ 一時預かり

一時的に家庭での保育が困難になる場合に子どもをお預かりする事業です。

●利用目的

保護者の疾病・通院・看護・冠婚葬祭の他、兄弟等の学校行事や地域活動等で一時的に保育が困難になる場合やリフレッシュ目的での利用も可

■ 対象となる子ども

・0歳（生後3ヶ月経過後）から小学校就学前までの子どもが対象です。

※さくらチャイルドセンターは2歳児以上（4月1日で2歳以上）から対象

※綾瀬ゆめっこ保育園及びおとぎ保育園は0歳（生後6ヶ月経過後）から対象

■ 保育場所

① 綾瀬市立綾南保育園

所在地 〒252-1114 綾瀬市上土棚南1-4-17

電話 0467-76-0030

② 綾瀬市立大上保育園

所在地 〒252-1104 綾瀬市大上6-14-5

電話 0467-77-0323

③ さくらチャイルドセンター（2歳児以上）

所在地 〒252-1136 綾瀬市寺尾西1-13-1

電話 0467-78-8111

④ おとぎ保育園（生後6ヶ月経過後）

所在地 〒252-1123 綾瀬市早川3067-5

電話 0467-76-3841

⑤ 綾瀬いずみ保育園

所在地 〒252-1111 綾瀬市上土棚北4-11-41

電話 0467-55-9696

⑥ 綾瀬ゆめっこ保育園（生後6ヶ月経過後）

所在地 〒252-1104 綾瀬市大上4-2-25

電話 0467-76-0077

■ 保育時間

- ① 綾南保育園・②大上保育園 8:30~17:00の間で必要な時間(週3日以内)
- ③ さくらチャイルドセンター 9:00~16:00の間で必要な時間
- ④ おとぎ保育園 8:30~17:00の間で必要な時間
- ⑤ 綾瀬いずみ保育園 9:00~17:00の間で必要な時間
- ⑥ 綾瀬ゆめっこ保育園 8:30~17:00の間で必要な時間

※ 綾南・大上・さくら・いずみ・ゆめっこは土・日曜日、祝日及び年末年始(12/29から1/3)が休み。

※ おとぎは日曜日、祝日及び年末年始(12/29から1/3)が休み。

■ 給食

完全給食とおやつ

■ 利用料

- ① 綾南保育園・② 大上保育園 (日額、給食・おやつ代含む。)

区 分	徴 収 額	
	3歳未満児	3歳以上児
4時間以内	1,300円	1,000円
4時間を超え8時間以内	2,600円	2,000円

※ 年齢区分は保育利用日の満年齢となります。

※ 利用料は前払いです。

- ③ さくらチャイルドセンター (1時間単位、給食・おやつ別料金)

年齢	保育料	給食代	おやつ代
2歳児	600円/1時間	300円	午前・午後 各1回分50円
3歳以上児	500円/1時間	300円	午後1回分50円

※ 利用料は、お迎えの際に精算いたします。

- ④ おとぎ保育園・⑤ 綾瀬いずみ保育園 (日額、給食・おやつ代含む。)

区 分	徴 収 額	
	3歳未満児	3歳以上児
4時間以内	1,400円	1,200円
4時間を超え8時間以内	2,800円	2,400円

※ 年齢区分は4月1日時点の年齢となります。(おとぎ)

※ 年齢区分は保育決定日の満年齢となります。(いずみ)

※ 3歳以上児は、給食代190円、おやつ代70円が別途かかります。(いずみ)

※ 利用料は、お迎えの際に精算いたします。(おとぎ)

※ // 指定口座からの引き落としとなります。(いずみ)

- ⑥ 綾瀬ゆめっこ保育園 (日額、給食・おやつ代含む。)

区 分	徴 収 額
4時間以内	1,500円
4時間を超え8時間以内	3,000円

※利用料は、お迎えの際に精算いたします。

13 病児保育事業 保育課

■ 病児保育事業

入院加療の必要がなく、病気で当面の症状の急変が認められない児童を適切な処遇が確保される施設において、集団保育及び家庭での保育が困難な期間一時的に保育する事業です。

■ 対象となる児童

入院加療の必要がなく、当面症状の急変は認められないが、集団保育及び家庭での保育が困難であって、医師の判断により病児保育事業の利用が可能とされた次に該当する児童

※就労の有無に関わらず利用できます。

- (1) 満1歳以上から小学校6年生までの市内に住所を有する児童
- (2) 満1歳以上から小学校6年生までの厚木市、大和市、海老名市、座間市、愛川町、清川村に住所を有する児童
- (3) 認可保育所、地域型保育施設、認定こども園又は幼稚園に在籍している満1歳以上で上記以外の市外に住所を有する児童

■ 保育場所

- ・病児保育室 ぽとふ
所在地 〒252-1114 綾瀬市上土棚南1-4-17
電話 0467-76-0030

■ 保育時間・利用日数

- ・保育時間：8：30～17：15
※休業日 土・日曜日、祝日及び年末年始（12/29から1/3）
- ・利用日数：原則として連続3日以内

■ 受入れ定員

1日あたり3名まで

■ 昼食

弁当持参。ただし、用意が難しい場合は、有料でレトルト食品等の提供を行います。

■ 利用料

1日 2,000円（生活保護世帯は免除）

14 幼児教育・保育無償化 保育課

■ 幼児教育・保育無償化

幼児教育・保育無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で幼児教育は重要なものであり、子育てや教育に係る負担の軽減を図ることを目的として、実施されるものです。

■ 対象となる児童

3歳児～小学校就学前の子ども（市民税非課税世帯は0歳児～2歳児の子どもも含む。）

■ 対象施設

幼稚園・保育所・認定こども園・認可外保育施設等など

■ 概要

施設の種類	保育の必要性 (※1)	対象者 (4月1日時点の年齢)	無償化上限額(月額)	無償化の対象となる ための認定手続き
認可保育所 認定こども園(保育認定) 地域型保育事業	必要	非課税世帯の0～2歳児 3～5歳児	全額	不要
認定こども園(教育認定)	不要	3～5歳児(※3)	全額	不要
幼稚園 施設型給付 私学助成			25,700円	必要
認可外保育施設等(※2)	必要	非課税世帯の0～2歳児 3～5歳児	42,000円 37,000円	必要
預かり保育(幼稚園・認定こども園)		3～5歳児(※4)	450円×月の利用日数 (11,300円)	
障害児通園施設(※5)	不要	3～5歳児	全額	不要

- (※1) 就労等の理由により、保護者が当該児童を保育することが困難である旨の認定を受けること
 (※2) 認可外保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育所、保育所等の一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業
 (※3) 3歳の誕生日の前日から無償化の対象
 (※4) 満3歳児(3歳の誕生日の前日から、3歳になってから最初の3月31日までの子ども)は、非課税世帯が対象(上限額は16,300円)
 (※5) 障害児通園施設の無償化に関することは障がい福祉課へお問い合わせください。(綾瀬市障がい福祉課:0467-70-5623)

■ 無償化の給付を受けるための手続き

次の施設・事業を利用する場合は、無償化の給付を受けるためには請求が必要です。

- ・預かり保育(幼稚園・認定こども園)
- ・認可外保育施設等